

スと特殊構造のタイヤとの間を、金属円板にゴムを接着したゴムサンドイッチ2枚ではさみ、これをスペーサーボルトその他の方法によって、ゴムに適当な初圧を与えるように締めつけられている。(秀平一夫)

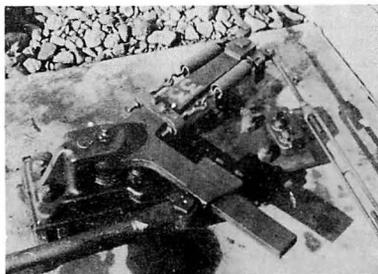
**たんせん 単線** (英) single track (独) eingleisige Bahn (仏) ligne à voie unique 本線が1線だけで、この1線をもって上下列車を運転させる線路。このように上下列車を同一線路上に運転させるような場合、これを単線運転といい、単線運転を行う区間を単線区間という。単線区間において行違い駅相互間では、1方向の列車が運転されている場合、他方向の列車の運転ができないので線路容量は小さい。閉塞区間長・線路の状態・列車種別などによって一様ではないが、片道の列車回数30~40回が限度である。

単線区間の閉塞(へいそく)方式は、自動閉塞式・連動閉塞式・通票閉塞式・票券閉塞式などがある。

単線区間で列車回数が増加した場合、この線路容量を増加する方法としては、閉塞区間長を短縮するため、閉塞区間の中間に信号場(所)を設けて閉塞区間を分割する。また通票閉塞を連動閉塞とし、駅の閉塞扱いの時間を短縮することにより、または自動閉塞として駅間の閉塞区間を分割し、続行列車を運転できるようにすることによって線路容量を増加する。しかし列車回数が一定の限度を越すと複線にしなければならぬ。(安河内麻雄)

**だんせんさじょう 断線鎖錠** (英) wire breakage lock 鋼索式連動装置ではここから、アジャストクランクまでは双線式の鋼索を用い、アジャストクランクから先すなわち、エスケープクランクまたは鎖錠装置への接続は信号用鉄管を用いて、てこの運動を伝えるようになって

いる。この装置で転轍(てんでつ)器の転換または鎖錠装置を操縦する場合、鋼索が断線すると転轍器は自由になり、危険な状態となるので、アジャストク

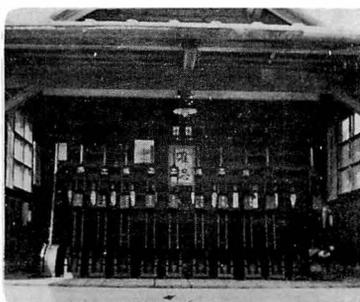


断線鎖錠

ランクに断線鎖錠を付してある。この装置の動作は双線式の鋼索が、万一ある箇所ですり引きのどちらかの1本が断線した場合、他方の線の張力によって不測の動作を起すのを防止するためにアジャストクランクに2個のスプリングおよび特殊かぎ・鎖錠座が取り付けられていて、アジャストクランクの腕を断線前の位置に確保するものである。(湯沢貞夫)

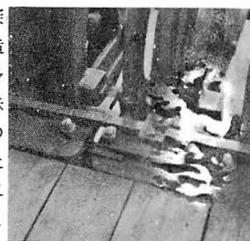
**たんせんしきしんごうてこ 単線式信号てこ** (英) single-wire signal lever 一条式機械信号機を操作するに用いる第2種連動装置用にてこ。その構造はてこ台・胴車(ドラム)・てこおよび重錘とからなり、てこ台内に胴車がはまり胴車とてこは一体となって軸によっててこ台に結び付き、その軸を中心として手前に回転し、胴車のみぞを通しててこに結びつけられたワイヤを引張って、信号機を反位に操作するのである。信号機を定位に復する際は、てこを定位にするとワイヤはその緊張を解かれ、信号機の重錘が自重によって降下し、ワイヤは信号機方に引張られて信号機は復位する。重錘はてこを定位から反位にする際の操縦力の軽減と、反位にあるときてこ安定のために

付けられている。またワイヤの動程は370mmが標準であるが、これが過大に過ぎるときは減少できるように、てこ台の下方に2箇所みぞがあって、ピンをさしてこの停止位置を制約することができるようになってい



信号てこ (左端1個は双線式、その他が単線式)

る。またこ相互の連鎖を必要とするときは、その必要に応じて定位鎖錠あるいは反位鎖錠もできる構造となっている。なお関係でこの多い場合には、てこ台の後方に特殊連動装置を設置して、てこ相互の連鎖を付することができる。また電気連鎖の必要に応じて、てこにラッチを付けた電気鎖錠器付てこがある。(湯沢貞夫)

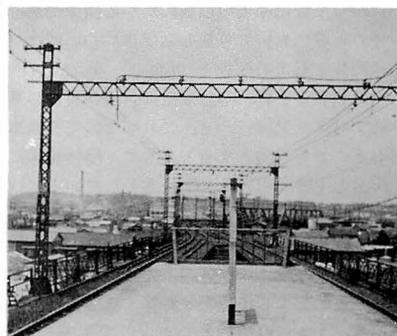


特殊連鎖

**たんせんしきてんしんしゃせん 単線式電車線** (英) single trolley wire system 電車線架設方式の一種で、電車線1条を架設し帰線にレールを使用して行う方式である。直流式および単相交流式の電気鉄道に使用され、

現在の電気鉄道はほとんどこの単線式電車線を使用している。この方式に直接吊架式(ちょうがしき)と間接吊架式があり、直接吊架式は低速度の電車や、路面を走る電気鉄道に使用される。間接吊架式

は高速度の電車や招板(すりいた)式の集電装置を使用する電気鉄道に使用され、通常カテナリー式支持方法が使用されている。(竹淵立男)



単線式電車線

は高速度の電車や招板(すりいた)式の集電装置を使用する電気鉄道に使用され、通常カテナリー式支持方法が使用されている。(竹淵立男)

**だんたいとりあつかいぎょうしゃ 団体取扱業者** 旅行あつ旋業法(昭和27年法律第239号)により運輸大臣の登録を受けて、団体旅客を募集し、その旅行に関するつぎの事業を営む者をいう。

1 鉄道・船舶・自動車・航空機等の運輸機関の乗車方の手配、団体乗車券の購求およびその団体の実際乗車に当り、乗車の案内・誘導等についてサービスを提供する。

2 旅館・ホテル・山の家等の宿泊設備の利用方についての宿泊手配・料金の支払代行およびその団体の実際宿泊の際における案内・誘導等についてサービスを提供する。

3 社寺参拝・名所旧跡等の観覧・遊覧施設等の利用等、旅行上におけるあらゆる施設の利用方についてのあつ旋案内、これに関する金銭の支払代行等のサービスを提供する。

国鉄においては以上の業務を行う者のうち、つぎの条件を具